

平成

五條市議会第一回三月定例会会議録(第三号)

二十七年

平成二十七年三月六日(金曜日)

議事日程(第三号)

平成二十七年三月六日 午前十時開議

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第一 | 報第 二号 | 平成二十七年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について |
| 第二 | 報第 三号 | 平成二十七年一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について |
| 第三 | 報第 四号 | 五條市固定資産評価審査委員会委員の補欠委員の選任につき承認を求めることについて |
| 第四 | 議第 四号 | 五條市地域審議会条例の制定について |
| 第五 | 議第 五号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第六 | 議第 七号 | 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 第七 | 議第 八号 | 五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について |
| 第八 | 議第 九号 | 五條市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について |
| 第九 | 議第 十号 | 五條市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について |
| 第十 | 議第 十一号 | 五條市立学童保育所条例の一部改正について |
| 第十一 | 議第 十二号 | 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第十二 | 議第 十三号 | 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第十三 | 議第 十四号 | 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第十四 | 議第 十五号 | 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第十五 | 議第 十六号 | 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第十六 | 議第 十七号 | 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |

- 第十 議第十九号 平成二十六年五條市一般会計補正予算（第七号）議定について
- 第十一 議第二十号 平成二十六年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十二 議第二十一号 平成二十六年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十三 議第二十二号 平成二十六年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十四 議第二十三号 平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十五 議第二十四号 平成二十七年五條市一般会計予算議定について
- 議第二十五号 平成二十七年五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十六号 平成二十七年五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十七年五條市下水道事業特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十七年五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十七年五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第三十号 平成二十七年五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第三十一号 平成二十七年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十二号 平成二十七年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十三号 平成二十七年五條市水道事業会計予算議定について
- 第十六 議第六号 五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置条例の制定について
- 第十七 議第十号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第十八 議第十一号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 第十九 議第十二号 五條市立幼稚園入園料並びに保育料条例の一部改正について
- 第二十 議第十四号 五條市保育の実施に関する条例の一部改正について
- 第二十一 議第十五号 五條市介護保険条例の一部改正について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大	益	吉	山	福	岩	窪	吉	宗	牧	平	養
谷	田	田	口	塚	本		田	部	野	岡	田
龍	吉	雅	耕			佳		康	雅	清	全
雄	博	範	司	実	孝	秀	正	寛	一	司	康

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長
副市長

檜 太

内 田

成 好

吉 紀

事務局職員出席者

事務局主任	事務局次長補佐	事務局次長	事務局長	土地開発公社事務局長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長	理事(総務部長)	教育長
片山仁美	久保雅彦	松本武士	乾旬	上田幸則	和田剛明	水本俊明	竹本勝明	西尾佳治	河田博子	大谷博幸	近井稔巳	中永充彦	辻信彦	谷口幸雄	河村康友	櫻井敬三	福塚勝彦	青山智博	堀内伸起

速記者

柳ヶ瀬

五

美

午前十時零分再開

○議長（窪 佳秀）ただいまから、昨日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

福塚 実議員から遅刻届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

○議長（窪 佳秀）これより日程に入ります。

日程第一、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第二号、平成二十七年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（窪 佳秀）報告を求めます。上田土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 上田幸則登壇〕

○土地開発公社事務局長（上田幸則）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第二号、平成二十七年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について、主な項目を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十七年五條市土地開発公社事業計画書、予算書、資金計画書のページより御覧いただきたいと存じます。最初に、平成二十七年事業計画より説明させていただきます。

まず、工業団地を造成する事業であります一般用地取得造成事業計画でございますが、新規事業につきましては、平成二十七年の計画は

ございません。

次に、継続事業につきましては、今井島台工業団地の水路等の維持管理事業及び基金からの借入金支払利息といたしまして五十八万三千円を計上いたしております。

続きまして、二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、市からの依頼に基づきまして、道路建設等の公共事業に必要とする土地を事業に先立ちまして取得する事業であります公共用地取得事業計画でございますが、新規事業といたしまして、一般国道二四号五條地区歩道設置事業（四工区）でございますが、この事業につきましては現在二見一丁目五條タイヤ前交差点からコーナンに至るまでの間における平成二十七年事業につきまして計画事業費四億円を計上いたしております。

事業概要といたしましては、用地等購入費三億七千九百万円、内訳としまして、用地費三千六百万円、補償費三億四千三百万円、契約対象件数としまして十八件の予定をしております。

諸費につきましては、事務費並びに金融機関からの支払利息等でございますが、二千百万円となっております。

次に、継続事業でございますが、事業用地名の一の二見公共用地から三ページの九の一般国道二四号五條地区歩道設置事業、四工区の②までの九の事業用地につきましては計画事業費三千四百三十一万五千円を計上いたしております。

事業概要といたしましては、それぞれ基金並びに一般国道二四号歩道設置事業につきまして、金融機関からの借入金支払利息及び草刈等の管理経費となっております。

計画については以上でございます。

続きまして、平成二十七年予算を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

最初に、第二条の収益的収入及び支出の予算額についてでございますが、公社の単年度の経常的な事業活動を示すものであり、事業活動に伴い発生する全ての収益と、全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

収入の部、第一款土地開発事業収益といたしまして、二億四千六十万九千円を計上いたしております。

次に、収入の部における内訳でございますが、第一項では土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります事業収益につきましては、

市の都市再生整備事業に係る野原新町公共用地及び国道二四号五條地区歩道設置事業用地の事業用地売却に伴う収益二億四千万円を計上いたしております。

次に、第二項では、事業収益とは異なり、主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益であります事業外収益としまして、JR五条駅前駐車場運営及び公社所有土地貸付等に伴う収益六十万九千円を計上いたしております。

続きまして、支出の部でございますが、第一款、土地開発事業費用といたしまして、二億三千七百三十九万六千円を計上いたしております。次に、支出の部における内訳でございますが、第一項では、土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、事業用地の売却原価及び公社が所有する車両の車検代並びに事務的経費を支出いたしております。一般管理費でございます。事業費用といたしまして、五條市一般会計におきまして予算化されております野原新町公共用地及び国道二四号五條地区歩道設置事業用地の事業用地売却原価二億三千五百九十九万五千円を計上いたしております。

次に、第二項では主たる事業活動以外の活動によりまして生じたものであります事業外費用につきましては、光熱水費等、JR五条駅前駐車場の管理経費及び雑支出でございます。九十万一千円、さらに第三項では予備費として五十万円をそれぞれ計上いたしております。恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、第三条の資本的収入及び支出の予算額についてでございますが、資産の処分の有無にかかわらず、資産を増加させるための支出、例えば公有地の取得費や負債を減少させるための支出、長期借入金の償還金及びこれらのために必要な資金収入を計上することとなっております。

また、資本的収入額であります四億三千七百七十万円が、資本的支出額であります六億七千八百六十三万円に対して不足する額であります。二億四千六百四十六万三千円は、損益勘定留保資金で補填するものとするというところであります。

損益勘定留保資金につきましては、収益的収支における費用のうち、現金の支出が実際には行われなくて計数だけが帳簿上に計上される費用の合計額でありまして、公社の会計処理上、内部留保資金として資本的収支不足額の補填財源として使用することができるものでございます。

収入の部、第一款資本的収入といたしまして、四億三千七百七十万円を計上いたしております。

次に、収入の部における内訳でございますが、第一項では国道二四号五條地区歩道設置事業の事業用地先行取得に伴う金融機関からの借入

金四億三千九十八万円を計上いたしております。

次に、第二項では、市からの利子補給金七十二万円を計上いたしております。

これにつきましては、公社が市の基金から借入れをしている利息に対しまして、土地開発公社経営健全化対策の一環としまして、公社保有土地の簿価上昇の緩和を図るため、借入金利に対しまして、市より補給を受けているものでございます。

次に、支出の部でございますが、第一款資本的支出といたしまして、六億七千八百六十三万円を計上いたしております。

次に、支出の部における内訳でございますが、第一項では用地取得造成事業費として四億四千三十二万三千円を計上いたしております。当該項の細目といたしまして、国道二四号五條地区歩道設置事業の事業用地先行取得に係る用地費として四億九百七十万円、各事業用地の草刈等維持管理経費及びその他事務費といたしまして五百四十四万七千円、市への人件費負担金として一千二百九十七万二千円、市基金並びに金融機関に対する支払利息として一千二百二十万四千円となっているところでございます。

次に、第二項では、借入金償還金としまして、市基金及び借入金金融機関への償還金二億三千七百八十四万円を計上いたしております。予算については、以上でございます。

続きまして、平成二十七年年度資金計画を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、一の受入資金でございますが、先ほどから御説明を申し上げます、一の事業収益から四の利子補給金に五の前年度繰越金一千五百二十九万四千円を加えまして、合計で六億八千七百六十三万三千円となっております。

次に、二の支払資金でございます。一の事業費用から五の借入金償還金に六の未払金百九万二千円を加えまして、合計で六億八千四百九十九万一千円となっております、差引で六百一十二万二千円の黒字収支を見込んでおります。

七ページ以降の予定貸借対照表及び損益計算書等につきましては説明を省略させていただきますので、後刻御清覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第二号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に日程第二、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第三号、平成二十七年一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（窪 佳秀）報告を求めます。檜内財団法人大塔ふる里センター理事長。

〔財団法人大塔ふる里センター理事長 檜内成吉登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター理事長（檜内成吉）ただいま上程いただきました報第三号、平成二十七年一般財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算につきまして、地方自治法第二百四十三条の第三項の規定により、御報告申し上げます。

まず初めに、平成二十七年収支予算について御説明申し上げますので、別冊の平成二十七年事業計画収支予算書を御覧願いたいと存じます。

二ページから三ページをお願いいたします。

平成二十七年における一般財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算でございます。

当期収入、支出予算額はともに一億五千四百二十四万円で前年度に比べ三百四十五万円の増となっております。

収入の主なものといたしまして、ロジ星のくくの宿泊事業収入三千三百万円、ふれあい交流館などの売店事業収入五千七百十五万円などの事業収入として一億七百八十二万円、五條市からの指定管理料として委託金収入四千二百二十万円などを見込んでおります。

次に、支出の主なものといたしまして、事業費支出においては、売店販売用商品購入代としての仕入高二千五百七十万円、職員十名の給料手当三千八百二十五万円、電気・ガス代などの光熱水料費二千三十万円、食材購入費としての原材料費一千四百三十万円などとなっております。

また、管理費支出においては、職員一名の給料手当四百四十万円、全職員の福利厚生費百七十五万円などとなっております。

次に、各事業別の主な事業について、御説明をさせていただきます。

四ページを御覧願います。

ふれあい交流館につきましては、当期収入、支出予算額はともに五千七百七十五万円で前年度に比べ七十五万円の減となっております。

収入の主なものは、浴場利用・売店事業収入などの事業収入二千五百二十五万円、委託金収入として二千四百十万円で、次に支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費一千四十万円、食材購入の原材料費五十万円などとなっております。

次に、五ページを御覧願います。

ロッジ星のくにつきましては、当期収入、支出予算額はともに四千二百八十万円で前年度に比べ百七十万円の増となっております。

収入の主なものは、宿泊事業収入などの事業収入三千九百万円、委託金収入として三百七十万円であり、次に支出の主なものは、電気・ガス代などの光熱水料費五百八十万円、食材購入の原材料費六百二十万円などとなっております。

次に、六ページを御覧願います。

道の駅につきましては、当期収入、支出予算額はともに三千五百六十五万円で、前年度に比べ百十五万円の増となっております。

収入の主なものは、売店事業収入三千二百二十五万円、委託金収入百六十万円で、次に支出の主なものは、商品購入代としての仕入高二千四十万円、電気代等の光熱水料費二百七十万円などとなっております。

次に、七ページを御覧願います。

大塔郷土館につきましては、本年三月末をもって仮設住宅の撤去及び駐車場の整備がなされ、駐車場が新年度から利用可能となりますので、当期収入、支出予算額はともに一千八十万円で、前年度に比べ二百五十五万円の増となっております。

収入の主なものは、売店事業収入六百六十万円及び委託金収入三百七十万円で、次に支出の主なものは、食材購入の原材料費二百七十万円となっております。

なお、八ページから十ページの収支予算並びに一ページの平成二十七年事業計画につきましては説明を省略させていただきますので、後刻御清覧願いたいと存じます。

平成二十七年年度におきましても、各施設の経費の削減、大塔の特産品などの販売、宿泊客の利用向上などにより一層努めてまいりたいと存じます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（窪 佳秀） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 委託金の収入の、いわゆる市から補填四千百二十万円ですか、この財源は市の財源なのか国からの補助なのか、その辺の財源の振り分けをお願いします。

○議長（窪 佳秀） 檜内財団法人大塔ふるさとセンター理事長。

○財団法人大塔ふるさとセンター理事長（檜内成吉） 九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

二ページの方に、今四千百二十万円ということとで事業全体の委託金がございますけれども、これにつきましては、市からの五年間にわたる指定管理料の一年間の、平成二十七年度の方でございます。

なお、平成二十六年度におきましても同じ額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 国からの補助金等出ておれば、どこからの補助金であるのか、市の一般財源なら一般財源で結構です。

○議長（窪 佳秀） 檜内財団法人大塔ふるさとセンター理事長。

○財団法人大塔ふるさとセンター理事長（檜内成吉） 九番山口議員の御質問にお答えいたします。

これにつきましては、市の方の一般財源でありますけれども、一部につきましては過疎債（ソフト事業）を使っているようにお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 後ほどでも構いませんので、過疎債なんぼ、市の一般財源なんぼというふうに教えていただきたいと思えます。

そして、これだけの補填をしていきますので、その分の費用対効果はどのように捉えているのか、教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀） 檜内財団法人大塔ふるさとセンター理事長。

○財団法人大塔ふるさとセンター理事長（樫内成吉）九番山口議員の御質問にお答えいたします。

平成二十三年の未曾有の大災害がありまして、職員一丸となって、また市の御理解、また議会の御理解等をいただきながら、指定管理料を増額いただいたりして今やり繰りをさせていただいているところでございます。数年前には、非常に収支が取りにくいということで、補正予算までいただきながら、五千万円台というかなりの額の指定管理料もいただきました。そのことにつきまして、職員の方は身を切って頑張るということの意思表示もいただき、また、皆様方と共にかにこの大塔の特産品を売りながら、経営を持ち直していくかというところも皆様方と会議をしていただいたというふうに聞いておりますし、今後、大塔の郷土館の駐車場がちょうど平成二十七年の四月から使えるようになるということでございますので、フル回転を四月の中頃からできるのであるというふうに思っておりますので、その辺の収益を見ながら今年度につきましては、ロジックにあるいは道の駅におきましても予算額を上げさせていただいております。ただ、ふれあい交流館につきましては、非常に収支が取りにくいというところでございますけれども、風呂の休館をしながら、あるいは経費の削減をできるところはさせていただきながらということと、またホームページ等におきましても、ほかに来ていただけるお客様を呼び込めるように工夫をさせていただきながら、また新年度におきましては、道の駅のちょうど二階の方に登っていく階段が、非常に外階段でございますけれども、修繕をしなければいけない状態になっておるところでございますので、その辺のところの修繕をしていただくというふうなことで、多くのお客様を呼び込んでいきたいなと思っておるところでございますけれども、実際のお客様が平成二十二年度から比べてみましても、まだ半分程度しか回復してきておりません。十津川の方にお聞きをさせていただきましたら、新宮、和歌山の方からのお客様が少し戻ってきておるということですけれども、五條を入口とした十津川方面に行くお客様はまだ高く伸びていないというようなお話もございましたので、まだ厳しい状態でありますけれども、職員一丸となって頑張らせていただきたいと思っておりますので、引き続きでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）ありがとうございます。特に費用対効果というお話でございましたけれども、そこにおける費用対効果というのは、望むのは無理かと思えます。いわゆる大塔地域の人のために、市民の人のためにどれだけの貢献ができるかという部分で捉えていただいて、新たなこのふれあい交流館であったり、道の駅であったり、そしてまた、郷土館がどのようにこの地元地域に貢献できるかという部分も考えていただいて、市民のためにはならない施設となるような取組をしていただきたいと思います。

そしてまた、補正予算でも挙がっております、ジビエール五條のイノシシですか、鳥獣のイノシシとか鹿の販売もされるというふうに聞いておりますけれども、しっかりその辺の部分も行っていただいて、安定した収入を得られるような措置をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

以上で報第三号の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に日程第三、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第四号、五條市固定資産評価審査委員会委員の補欠委員の選任につき承認を求めることについて。

○議長（窪 佳秀）報告を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博）ただいま上程いただきました報第四号、五條市固定資産評価審査委員会委員の補欠委員の選任につき承認を求めるところにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三ページを御覧ください。

本市の固定資産評価審査委員会の委員として貢献いただいております木村文夫氏が、平成二十七年一月七日に死去されました。

固定資産評価審査委員会の委員におきましては、当該委員が欠けた場合は、地方税法第四百二十三条第四項の規定により、遅滞なく補欠の委員を選任しなければならないとされており、議会が閉会中の場合においては、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができるとされております。

また、議会の同意を得ず選任した場合には、同条第五項の規定により、選任後の最初の議会において、事後の承認を得なければならぬとされております。

このようなことから、補欠の委員として山本喜代志氏を選任いたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

恐れ入りますが、議案書四ページを御覧ください。

山本氏は、現在、税理士業を営んでおり、人格、識見ともに優れ、信望も厚く、公平かつ公正、的確な判断を必要とする固定資産評価審査委員会の委員として適任であると考えます。

なお、任期につきましては、同条第六号ただし書きの規定により、前任者の残任期間となりますことから、平成二十七年三月三十一日までとするものでございます。

議員各位の御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（窪 佳秀）次に日程第四、議第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第四号、五條市地域審議会条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程いただきました議第四号、五條市地域審議会条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。恐れ入ります、議案書五ページを御覧願います。

地域審議会は、市町村の合併の特例に関する法律によりまして、合併市町村の施策全般に関しまして、きめ細やかに住民の意見を反映していくことができるよう創設されたものでございまして、西吉野地域審議会と大塔地域審議会が設置されております。

地域審議会の設置に関する協議書では、設置期間は「合併の日から平成二十七年三月三十一日までとする」となっておりますが、合併特例債の起債期限が五年間延長されたことから、地域審議会の設置期間につきましても五年間延長するために本条例を制定しようとするものでございます。

恐れ入ります、議案書六ページを御覧願います。

第一条では、地域審議会の設置に関して定めております。

第二条では、所掌事務を、第三条では、組織について定めております。

第四条は、委員の任期について定めております。

第五条は、会長及び副会長について定めております。

七ページに移りまして、第六条は、会議について定めております。

第七条では、庶務について、第八条では、運営に関し必要な事項について定めております。

なお、附則において、本条例は平成二十七年四月一日から施行し、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失うこととしております。

以上で議第四号、五條市地域審議会条例の制定についての提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第五、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第五号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入ります、お手元の議案書八ページを御覧願います。

この条例の制定理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により「新教育委員会制度」が導入されることに伴いまして、一般職である教育長が常勤の特別職として設置するため関係条例を整理するものでございます。

恐れ入ります、議案書九ページを御覧願います。

まず、第一条におきまして、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を行うこととし、同条例第一条中「教育長及び」の文言を削除いたします。

続きまして、第二条においては、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正を行うこととし、同条例第一条中の教育公務員特例法の引用条文を削除し、同じく第二条第四項におきましては、新教育長の任期が四年から三年に変更となるため、退職手当の算定月数を在職四十八月から三十六月に改め、同じく第五条におきましては、教育長の職務に専念する義務の免除の承認権者を教育委員会とする規定を追加するものであります。

なお、附則につきましては、第一項におきまして、この条例は平成二十七年四月一日から施行することとし、第二項において、施行日以降に新教育長が任命されるまでの間、旧教育長がそのまま教育長として在職する経過措置を定めております。

以上で議第五号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第六、議第七号及び議第八号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第七号、五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

議第八号、五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）ただいま上程いただきました議第七号、五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定及び議第八号、五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につきまして、関連しておりますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

上程させていただきました二条例は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による介護保険法の一部改正に伴い、これまで厚生労働省令によって全国一律に定められておりました「介護予防支援等の事業の人員基準や運営基準等」と「地域包括支援センターの包括的支援事業の実施基準」につきまして、市の条例で定めることとなったことから制定を提案するものでございます。

また、条例の内容につきましては、国の基準に従うべきものにつきまして、省令のとおりとし、参酌すべき基準につきましては、一部、市

独自の基準を盛り込んでおります。

恐れ入りますが、まず、お手元の議案書十三ページ、五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを御覧いただきたいと存じます。

まず、介護予防支援の事業につきまして、御説明を申し上げます。

当事業は、地域包括支援センターの保健師などが要支援一又は二の利用者の介護予防サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等との連絡調整を行うサービスのことであります。

この条例の制定は、介護予防支援の事業を行う事業者の人員及び運営等の基準を厚生労働省令の基準を基に定めるものであります。議案書十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例は、第一章から第六章まで、第一条から第三十四条までの本則と、第一条及び第二条の附則で構成されております。

主な内容につきましては、各章の概略で御説明申し上げます。

第一章は、総則となっており、条例の趣旨、指定介護予防支援事業者の資格要件を定めております。

第二章は、指定介護予防支援の事業及び事業者の基本方針を定めております。

第三章は、指定介護予防支援事業者の従業員の数及び管理者の基準を定めております。

第四章は、指定介護予防事業者の運営に関して、利用者に対する提供サービスの重要事項の説明、運営規定、報告、苦情処理、会計の区分、記録の整備等について、基準を定めております。

なお、記録の整備につきまして、利用者に対する介護予防サービス計画費に係る記録については、そのサービスの提供の日から五年間保存すると定め、これは市の独自基準としております。

第五章は、指定介護予防支援の基本取扱方針、具体的な取扱い方針、介護予防支援の提供に当たっての留意点について基準を定めております。

第六章は、基準該当介護予防支援の事業について、第二章から第五章までの規定を準用することを定めております。

なお、附則で施行期日及び経過措置について定めております。

次に、恐れ入りますが、三十ページを御覧いただきたいと存じます。

議第八号、五條市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、包括的支援事業について御説明を申し上げます。

当事業は、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援するため、地域包括支援センターで行う事業で、まず一点目として、高齢者の介護や健康・福祉等に関する総合相談事業、二点目といたしまして、要介護状態等となるおそれの高い人を支援する介護予防ケアマネジメント事業、三点目といたしまして、虐待の早期発見や成年後見制度の紹介などの権利擁護事業、四点目といたしまして、介護支援専門員への支援や地域のネットワークづくりなどの包括的・継続的ケアマネジメント事業のことであります。

この条例の制定につきましては、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施基準について厚生労働省令の基準を基に定めるものでございます。

それでは、三十一ページから御覧いただきたいと存じます。

本条例は、第一条から第五条までの本則と附則で構成されています。

主な内容につきまして、各条の概略を御説明申し上げます。

第一条は、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める趣旨を定めております。

第二条は、条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意味とすることを定めております。

第三条は、包括的支援事業の基本方針を定めております。

第四条は、地域包括支援センターの職員に関する基準につきまして、第一号被保険者数が、概ね三千人以上六千人未満ごとに置くべき常勤の職員数を、保健師その他これに準ずる者一人、社会福祉士その他これに準ずる者一人と定めております。

また、運営に支障がある場合や地理的条件等で、地域包括支援センター運営協議会において認められた場合、三千人未満についての人員の基準について定めております。

なお、市の独自基準といたしまして、地域の実情に応じて、市長が判断した場合、保健師、社会福祉士、主任介護支援員以外のその他の職員を置くことと定めております。

第五条は、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないと定めております。

なお、附則で施行期日について定めております。

以上で議第七号及び議第八号の二議案につきまして、提案理由及び内容の概要について、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本二議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第七、議第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第九号、五條市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。河田水道局長。

〔水道局長 河田博幸登壇〕

○水道局長（河田博幸）ただいま上程いただきました議第九号、五條市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十三ページを御覧いただきたいと存じます。

この条例の制定につきましては、地方公営企業法の規定による利益処分の方法について定めるため、本条例を制定するものでございます。恐れ入りますが、議案書三十四ページから三十五ページを御覧いただきたいと存じます。

条例の内容といたしましては、第一条では目的として、水道事業の財政的基盤を確立し、もって水道事業の健全な運営に寄与することを定めております。

第二条では、利益処分の方法及び積立金の取崩しについて定めております。

第三条では、資本剰余金の積立方法について定めております。

第四条では、欠損金がある場合の処理の方法について定めております。

第五条では、委任について定めております。

最後に、附則におきまして、施行期日を平成二十七年三月三十一日から施行すると定めております。

以上で議第九号、五條市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につきましての提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第八、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十三号、五條市立学童保育所条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）ただいま上程いただきました議第十三号、五條市立学童保育所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、児童福祉法の一部改正による学童保育事業の対象児童年齢の拡大、及びそれに伴う利用児童数の増加に対応するための市立学童保育所の新規設置を行うため、条例の改正を行うものでございます。

それでは、議案の趣旨を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、まずお手元の議案書四十六ページから御覧いただきたいと存じます。
改正条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、第二条の改正につきましては、新たに本町学童保育所並びに田園学童保育所を開設するための改正であります。
次に、第三条の改正にしましては、事業の対象児童を「小学校に就学している児童」つまり六年生まで拡大するための改正であります。
附則につきましては、施行期日を規定したものであります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願いいたします。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十一番」の声あり） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 今谷口部長から説明ありましたけれども、一年生から三年生までであったものが、六年までということでございますけれども、新規が二箇所ありますけれども、五箇所の利用人数をちよつと教えてくれますか。

○議長（窪 佳秀） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成二十七年の申し込み人数でございますけれども、従来からございます北宇智学童四十四名、宇智学童が三十八名、牧野学童が四十四名、そして新たに開設します田園が十五人、そして本町学童十五名、とこのような状況でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 平成二十七年ということ、六年生まで入れてですか。

○議長（窪 佳秀） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 十一番益田議員の御質問にお答えします。

そうです。一年生から六年生まで含めてでございます。しかし現状をぱつと見せていただきますと、もう六年生はほんどいないというような状況でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 新たに本町と田園を開設するというところでございますけれども、これはどんな格好で開設するのか、自治会から要望が出

ておるのか、学童を利用される保護者から出ておるのか、PTAから新たに開設してくれという要望があるのか、そこらをお聞かせ願えますか。

○議長（窪 佳秀）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

新たにできましたまず、本町の方でございますけれども、三年、四年ほど前から五條小学校のPTAの方々の要望がございましたし、またそれを受けて各議員からも一般質問等も出ておりました。確か三年前、五條小学校の保護者の要望書をいただきまして、その方々ともお話しし、その当時は少なかったのですがすぐに場所もございません。だから児童館を活用していただいております。

そして、今後小学校六年生まで拡大されるということで、PTAといえますか、保護者の方々、児童福祉課の方に要望に日数を詰めて来られました。五條小学校自身にもこの近辺に学童はございませんでした。以前からも要望もございまして、それらを受けまして、新たに小学校六年生まで延びる、当然要望児童数も増えるという形で、開設を試みたわけでございます。

そしてもう一つ、田園の方でございます。田園学童につきましては、牧野学童が以前から小学校一年生から三年生までの要望が五十名から六十名というような要望がございまして、非常に一部屋では狭くて実際運営も大変なところでございました。そこに今度小学校六年生まで拡大されるという形で、保護者の方々にもちよっと聞かせていただきましたら、要望というお話もございまして、それで田園の方を新たに、これは田園の集会所でございますけれども、開設をさせていただくという運びになりました。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）そしたら部長、要望があったさかい新設するということでございますけれども、各地域で育友会とか利用したいという保護者の方がおられたら、開設を新たにしてくれるわけですか。

○議長（窪 佳秀）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

今現在、小学校校区でない地域もございまして。これは以前からも話題になっておりましたけれども、各小学校で児童福祉課の窓口へ要望に来られる方、一名、二名という希望を持って来て、要望という形で来ていただいております。そういう中でお話をさせていただいて各小学校

の中である程度保護者の方お話しをいただきまして、まとまった段階で要望を挙げていただきたいと、実際申しますと、うちの方の学童事業といえますのは十人以上でないといふ国・県の補助、運営費の補助がございません。できたら十名程度お集まりいただけましたら要望書として挙げていただき、それでうちの方も検討させていただくと、こういうお話を要望に訪れた保護者に申しております。しかしそうしてお帰りになられて、その後今まで要望書が全然挙がってこなかったというのが実態でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） いや部長、要望に来て、後来られないと、あなたの説明が、十人以下やったら国・県の補助金が出れへんとか、そういう説明をするからそうなるんちゃう。いや、これ教育というのは機会均等、みんな平等に受けられると思うんえ、国と県の予算が十人未満やったら国・県のお金が出れへんさかい、おまはんとこでけへんわ、って、こんなあんしん福祉部長おかしいで、そんな答弁は。十人以下でできれへんのやったら、仮に五人でもしてほしいという地域があったら、市が金を出してしたつたらいいん違うん。これが平等やん。国や県の補助金が出れへんさかい、あんたら教育できません、学童できませんでって、そんなん機会均等と違うやんか。教育平等になつてないやん、それやったら、そんな説明するさかい、次保護者は十人以下やったら市はしてくれへんのやつていうことで、そら要望に来られへんやろ。そんな説明したつたら。五人やったら五人、何とか考えますと、バスで送り迎えするとかどないなるのか知らんけれども、やっぱり平等に扱つたような話をしたらんことにはあかんのちゃうの。国や県の補助金出れへんたら何もせえへんのかえ。教育は。そんな答弁おかしと思うわ。

○議長（窪 佳秀） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま私申しましたのは、大変失言でございます。

決して保護者の方には、補助金がどうのこうのとか、十人という御説明はしておりません。先ほどからの説明は私の思いを述べただけで、保護者の方には確かにそういうことは申しておりません。ともかく、何人いるんですか、五人あるいは七人、十人にかかわらず、御希望の方の連名で御要望いただきたいと、こういう形で進めてまいりました。先ほどの説明は、不手際がございました。申し訳ございません。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）それやったら、五人でも七人でもやってくださいという希望があったらしますんやな。学童。それやったら、市が負担して、県や国が十人以上ないと予算、三分の一か二か知らんけれど出れへんというのであればね。国や県が出せへんのやったらしゃあないやん。仮に五人の希望があったら市が、市の一般財源からやってくれまんのやな。それ、はっきり言うてください。

○議長（窪 佳秀）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

現在、五人うんぬんという形で、もし来たら、子供の育成というのは十分将来的に考えていかなければならないと、ただ財政のことを言いましたら非常に叱られるかも分かりませんが、厳しい折、そういうところをなかなか即答できない、検討してまいりたいと思っております。

それと、もう一点、将来構想といたしまして、今教育部局の方で各学校の適正化の計画に入っております。児童福祉課といたしましては、それらと連動、連携を深めまして、その学校の方向性が決まりましたら、民間の学童との調整も図りながら、各小学校にはこれから設置をしてみたいと、このような方針を持っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）違うえ、財政厳しい折ってね、教育に財政厳しい折というのは関係ないやん。例えば大塔の子は一人でもタクシーで送り迎えしとんやろ。小学校、ちゃうの。タクシー代二百何万円掛かるとるんちゃうんかえ。それでも教育の機会均等、平等ということで、そうしとるわけやろ。それやったら大きなところが優先で田舎の小さいところはもういいわって、教育も切り捨てかえ、これ。こんな教育になれへんがな。なんぼ財政厳しい折からかなんかしらんけど。やっぱりみんなもつと平等に教育はしたらな。それやったらこんなやめてしもたらええねん、五箇所。やめるか、するんやったらする。五人でもしたる方法を考える、これが平等やんか。…だからやるんやったらやると答弁してくれたらそれでいいし。五人でもやるんやったらやれるで。

そして今言うように、小・中一貫教育がやかましく言うとるわけやんかえ。学校少なくせな、二箇所になるのか三箇所になるのか知らんけれども。施設を建てて投資してするのと違うさかいに、恐らくや学校適正化でそこに学童を引っ付けていただくようになると思うけれど

も、施設的にお金掛けてするというのやないさかいに、その部分はいいと思うけども、集会所使ったり公民館使ったり、学校の空き教室使ったり、それは学校適正化ができるまで工夫してもらったらいと思うけどね。これでは俺、納得でけんわ。こんな。この答弁では。するんやったらみんな平等にしたってください。

誰、答えてくれるの、きちっとした返事ください。

○議長（窪 佳秀）意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十一時四分休憩に入る

午前十一時三十四分再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

益田吉博議員の質疑に対する、樫内副市長の答弁を求めます。樫内副市長。

○副市長（樫内成吉）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、中斷をいただきましておわびを申し上げたいと存じます。

まず、学童保育所でございますけれども、放課後家庭に保護者のいない子供を預かり健全な子供の育成と遊びと生活の場を提供するという
ことでもあります。

少人数での希望者に対する対応につきましては、保護者と協議をさせていただき、学校とも連携を取りまして前向きに預かれる態勢を構築
してまいりたいと存じます。

移動手段が必要な場合につきましては、学校から学童保育所までの送り込みについても前向きに検討させていただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）はい、そしてらそのようにお願い申し上げたいと思います。

アルバイトに行かれています、特にお母さん方、私も柿とかなんかで忙しいときに来ていただくのですけれども、子供送ってから九時頃来て

かれて、また子供迎えに行くのに三時頃帰らせてよとか、そういう方が多くおられますので、こういう学童というのをちゃんとやっていただいたら、働く方も朝八時なり八時半から五時までというような感じになるのではないかと、このように思います。

また、移動手段については、市の方で考えていただいて学童する場所までの移動手段だけは考えていただきたいと。迎えは当然母親が、勤めが終わってからその学童のお世話になる場所に迎えに行くということでもいいと思いますけれども、それでよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、福祉の方から教育委員会の方にお願ひしていただいて、こういうことで学童を充実していくと、小人数でも学童を受入れて充実していくということを各学校に通達をしていただいて、親の方にも周知徹底していただきますようお願い申し上げます。

これで、私は終わります。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。（「三番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）全く今の質疑と違う観点からなんですけれども、一つ不安点がありますので、お尋ねしたいと思います。

今副市長の方から学童保育というのは、子供らの健全育成の場を提供するというところで、先頃全国的な事件、ニュースになりました川崎市の中一の少年の殺傷事件、これの容疑者と現在なっておるのが、十八歳の不良グループの少年であると、この年齢差から言うて、ちょうど小学校一年生と六年生の歳の開きかなと思うんですけれども、ただこの一年生から六年生まで、学童保育の場を広げるという部分で、学校教育の中では大勢おって、そして一年生から六年生までであると、その中で学校の子供の社会というのは成り立っていると思うんですけれども、この学童保育というのは、一つの学校校区の中で縮小版になってくるのでないかなと思われのです。その中に、一年生から六年生の生徒さんが同じような環境下の中で放課後を過ごされると思うのですけれども、そんなことは五條、私たちの町ではないと思うのですけれども、やはりこういう子供社会、子供の行動というのはね、どんな行動が出てくるか分からない。またそれを管理教育する大人の目というのはものすごく大事だと思うのです。今回川崎であった事件に関しても、後悔する点、周りにおった学校の先生やとか大人の人がものすごく反省点が多々出てくると思うのです。こういう突拍子なことが、誰もこんな事件が起きると思っていない事件が起きたわけです。だから、今学校教育、学童保育一年生から六年生まで幅広くしていただけるということは、保護者の方にとってはものすごく安心して自分らの生活をやっていけるいいことやと思うのですけれども、ただその先にある不安点は、今こういうふうな提言させていただきまますので、今後これをやっていくに当たって学童保育の場がどういうふうな大人の目を子供たちに向けてあげてもらえるのかということとところをちよつとお聞かせいただきたいなど。

○議長（窪 佳秀） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

今まででしたら小学校一年生から三年生までと、ある程度やっております。今度小学校六年生まで延びることによりまして、指導者が少ないところでも二名というのが絶対必要なんです。その中で、割り振って三年生までの児童と三年以上の児童と、体形も遊び方も違うのです。そういうところを重視しながら目配りをしながらやっていきたいと、現在ではそういうように想定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） そういう配慮をしっかりとさせていただいて、かといって低学年の児童と高学年の児童を切り離して区別するとか、そういうのじゃなくて、きっちり仲良く遊んで、同じように育っていきけるような環境だけ整えていただけたら安心かと思っておりますので、是非よろしくお願いたします。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第九、議第十六号及び議第十七号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第十六号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

議第十七号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）ただいま上程いただきました議第十六号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び議第十七号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部変更につきまして、関連しておりますので、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十六ページから七十一ページを御覧いただきたいと存じます。

この条例の一部変更理由につきましては、国における「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」等が本年四月一日に施行されることに伴い文言を変更するため議決を求めるものでございます。

以上で議第十六号及び議第十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本二議案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本二議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 御異議なしと認めます。よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀） 次に日程第十、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第十九号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第七号）議定について。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博） ただいま上程いただきました議第十九号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第七号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市一般会計補正予算書（第七号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正並びに繰越明許費の設定でございます。歳入歳出予算につきましては、三億四千三十六万八千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに百九十二億七千九百二十万八千円となるところでございます。

続きまして、五ページから六ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、第二表、繰越明許費について説明申し上げます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援事業一千百万円からデマンド交通実証運行事業六百十五万二千円までの五事業でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域創生先行型）を活用して事業を実施するため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございまして、事業の完了につきましては、いずれも平成二十八年三月末を予定いたしております。

なお、地域創生関係諸事業のほか、今般の補正に新たに計上いたしております繰越事業につきましては、歳出予算において改めて御説明申し上げます。

次に、新庁舎整備事業等支援業務委託の三百六十五万一千円でございますが、事業の進捗状況等により、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年十二月末を予定いたしております。

次に、住民情報システム改修業務委託の一千六百二十二万二千円でございますが、マイナンバー制度に係る庁内連携サーバ等の整備に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年九月末を予定いたしております。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業の四千九十万円でございますが、事業実施に伴う地元調整等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十八年三月末を予定いたしております。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、南和広域医療組合負担金の二億四千六百八十三万八千円でございますが、事業実施に伴う地元調整等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十八年三月末を予定いたしております。

次に、健康で安心して暮らせるまちづくり事業の二百三十九万一千円でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金（地域創生先行型）を活用して事業を実施するため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十八年三月末を予定いたしております。

次に、同款二項清掃費、周辺地区環境整備工事（道路維持補修工事）の百九十万円でございますが、事業実施に伴う地元調整等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年四月末を予定いたしております。

次に、五款農林業費、一項農業費、新規就農者確保事業の七百八十七万五千円でございますが、経済対策に伴う国の補正予算を活用して事業を実施するため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年四月末を予定いたしております。

次に、農業基盤整備促進事業四百三十五万円から震災対策農業水利施設整備事業の五百万円までの三事業でございますが、いずれも事業実施に伴う地元調整等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、水路改修を行う農業基盤整備促進事業、同じくため池の耐震診断等を行う震災対策農業水利施設整備事業は平成二十七年五月末を、また、農道等の改修を行う市単独土地改良事業にあつては平成二十七年十二月末を予定いたしております。

次に、同款二項林業費、きすみ広場防護柵設置事業の二百二十万円でございますが、平成二十五年台風十八号豪雨災害に伴う災害復旧工事に併せて実施するため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十八年三月末を予定いたしております。

次に、ジビエを活かした地域活性化事業の九百六十六万一千円でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業（地域創生先行型）を活用して事業を実施するため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十八年三月末を予定いたしております。

次に、林道維持補修事業の七十万円から市単独林道改良事業三百万円までの三事業でございますが、いずれも事業実施に伴う地元調整等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、林道維持補修事業は平成二十七年七月末を、また林道開設事業は同じく十月末を、さらに市単独林道改良事業は同じく八月末を予定いたしております。

次に、六款商工費、一項商工費、きすみ館大規模改修設計業務委託の八百二十万円でございますが、施設の設計に係る検討に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年五月中旬を予定いたしております。

次に、プレミアム商品券活用事業の九千九百四十万円でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業（地域消費喚起・生活支援型）を活用して事業を実施するため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十八年三月末を予定いたしております。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費の道路維持修繕事業の一千六百八十万円から橋梁改良事業四千万円までの四事業でございますが、い

れも事業実施に伴う地元調整等に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、道路維持修繕事業は平成二十七年十月末を、道路改良事業は平成二十八年三月末を、橋梁維持修繕事業は平成二十八年一月末を、さらに橋梁改良事業は平成二十七年十二月末を予定いたしております。

次に、三項河川費、河川維持修繕事業の八百二十万円でございますが、事業実施に伴う地元調整等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十八年三月末を予定いたしております。

次に、五項住宅費、小規模住宅地区改良事業の一億七百六十三万円でございますが、県事業との調整等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年九月末を予定いたしております。

次に、八款消防費、一項消防費、地域の安心・安全強化対策事業の三千二十四万円でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業（地域創生先行型）を活用して事業を実施するため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十八年三月末を予定いたしております。

次に、警鐘台新設事業の百四十万円でございますが、消防団第七方面隊第十九分団屯所の警鐘台を新設するに当たり、同じく繰越しを予定いたしております小規模住宅地区改良事業に併せて実施する必要があるため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年九月末を予定いたしております。

次に、防災行政無線整備設計業務委託の一千五百万円でございますが、設計内容の検討等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年八月末を予定いたしております。

次に、九款教育費、六項社会教育費の大塔郷土館施設修繕事業の二百五十万円でございますが、当初より事業の着手については、同施設敷地内に設置されていた台風十二号災害に伴う仮設住宅の撤去後といたしておりましたが、設置期間延長に伴い、着工可能となった時期が冬期に入ったことから蔵のしつくい工など、低温時の作業が不向きな当該事業については、より温暖な時期に施工することが望ましいと判断され

るため、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、平成二十七年九月末を予定いたしております。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業の六千七百六十万円につきましては、台風豪雨により被災した林道東谷線外四路線並びにきすみ広場の復旧に伴うものでございまして、林道の復旧工事につきましては、他事業との調整等に不測の日数を要したため、また、きすみ広場の復旧工事につきましては、市債の活用による一般の補正予算提案のため、いずれも年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、林道災害復旧は平成二十七年六月末から平成二十八年三月末に掛けて、また、きすみ広場の災害復旧は、平成二十七年九月末を予定いたしております。

次に、同款二項、公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧事業の一千二百十万円並びに河川災害復旧事業の百七十万円でございますが、事業実施に伴う地元調整並びに官民境界の確定等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業の完了につきましては、道路災害復旧においては平成二十八年三月末を、また、河川災害復旧においては、同じく二月末を予定いたしております。

繰越明許費については、以上でございます。

続きまして、歳出の主な項目について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十四ページから十五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の八千六百一十一万八千円でございますが、人事院勧告並びに人事異動等による職員給与費並びに退職手当の追加でございます。

また、議会費を始め、他の費目に計上いたしております職員給与費の補正につきましても、同様の事由により、現計予算に過不足が生じた関係から、追加もしくは減額を行うものでございますので、各費目の説明は割愛させていただきます。

次に、七目企画費、七節賃金の百四十七万円から、十九節負担金補助及び交付金の一千六百万円の計三千三百二十五万二千元でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した、いわゆる地方創生関係事業を予算化するためのものでございまして、定住化を促進

するための五條市新婚世帯住宅取得補助金交付事業、五條市UIJターン住宅取得補助金交付事業並びに空き家活用推進支援事業の三事業の他、釜窪・木ノ原・二見付近で実施するデマンド交通実証運行事業、さらに今後、五箇年の市の方向性を定める五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援事業について、その所要額を計上いたしております。

なお、当該事業に係る経費のうち、二千七百八万四千円を国支出金として見込んでおります。

次に、十八目基金費、二十五節積立金の一千二百九十五万円でございますが、後年度における財政出動に備えるため、財政調整基金を始め、九基金に積み立てを行うものでございまして、財政調整基金に百万円、同じく退職手当基金に九百二十万円などを積み立てるため、その所要額を計上いたしております。

続きまして、十七ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、二十節扶助費の二千八百四万四千円並びに二十三節償還金利子及び割引料の百五十万九千円でございますが、扶助費については、障害福祉サービス費給付費及び障害児施設措置費に不足が生じたため、また、償還金利子及び割引料については、平成二十五年度における国・県負担金が確定したことを受け、受入済みの当該負担金の一部について返還する必要が生じたため、その所要額を計上いたしております。

なお、扶助費に係る経費のうち、二千百三万円を国及び県支出金として見込んでおります。

続きまして、十八ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、十四目国保事業繰出金、二十八節繰出金の二千七百五万五千円でございますが、人件費の追加等に伴い、国民健康保険特別会計へ一般会計より繰り出しを行うため、その所要額を計上いたしております。

次に、同項二十目臨時福祉給付金事業の八千七百七十三万円の減額でございますが、臨時福祉給付金の交付について、対象者の減等により既定の予算に不用が生じることから、その一部を減額するものでございます。

続きまして、十九ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費、二十節扶助費の一千五百万円並びに六目児童福祉施設費、二十節扶助費の一千万円の減額でございますが、対象児童の減等により既定の予算に不用が生じることから、その一部を減額するものでございます。

次に、三項生活保護費、二目扶助費、二十三節償還金利子及び割引料の三千九百二十八万一千円でございますが、平成二十五年度における

国・県負担金が確定したことを受け、受入済みの当該負担金の一部について返還する必要が生じたため、その所要額を計上いたしております。続きまして、二十ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、四款衛生費、一項保健衛生費、五目老人保健事業費、十一節需用費の百六十八万八千円及び十二節役務費の七十万三千円でございますが、企画費と同様に、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した、健康で安心して暮らせるまちづくり事業を予算化するものでございまして、市民のがん検診受診率向上に資する施策について、その所要額を計上いたしております。

なお、当該事業に係る経費のうち、百九十万円を国支出金として見込んでおります。続きまして、二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金の五百六十二万五千円でございますが、青年就農給付金の追加によるものでございまして、国の経済対策による補正に伴い、平成二十七年九月支払い分について、前倒しにより支払いを行うため、その所要額を計上いたしております。

なお、当該計上額の全額を国支出金として見込んでおります。

次に、二項林業費、二目鳥獣対策費、七節貸金の七百四十六万七千円から二十七節公課費の七千円までの九百六十六万一千円でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した、ジビエを活かした地域活性化事業を予算化するものでございまして、イノシシ、鹿肉の有効活用を図る食肉加工処理施設の運営に要する賃金及び車両購入のための経費について、その所要額を計上いたしております。

なお、当該事業に係る経費のうち、七百八十万円を国支出金として見込んでおります。

次に、三目林道管理費、十五節工事請負費の三千万円の減額でございますが、林道ウツギ谷線の維持補修工事について、本年度、市単独事業として予定をいたしておりましたが、その後の県との協議において、平成二十七年の補助事業として採択されることとなったため、当該予算を減額するものでございます。

続きまして、二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、六款商工費、一項商工費、七目プレミアム商品券活用事業、十一節需用費の九十万四千円から十九節負担金補助及び交付金の九千二百四十五万円でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した、プレミアム商品券活用事業を予算化するものでございまして、地域の消費を喚起するとともに、子育て世代等の生活支援を目的としたプレミアム商品券活用に係る経費について、その所要額を計上

いたしております。

なお、当該事業に係る経費のうち、八千五百六十三万七千円を国支出金として見込んでおります。

続きまして、二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、八款消防費、一項消防費、一目奈良県広域消防組合負担金、十九節負担金補助及び交付金の一千五百五十九万八千円でございますが、奈良県広域消防組合負担金の追加でございます。人事院勧告等に伴う職員給与費の増に係る経費について、その所要額を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二百五十四万円を十津川村より受入れを行う負担金として見込んでおります。

続きまして、二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、二目非常備消防費、十一節需用費の二百十万円並びに三目消防施設費、十八節備品購入費の二千八百四十四円でございますが、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した、地域の安心・安全強化対策事業を予算化するものでございまして、地域防災力の核となる消防団の充実強化を図るため、各分団に配備する防災用小型IP通信機並びに油圧救助器具の消防資機材などを購入するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二千四百四十万円を国支出金として見込んでおります。

続きまして、二十七ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目林業施設災害復旧費、十五節工事請負費の一千六百五十万円でございますが、平成二十五年台風十八号により被災したきすみ広場復旧工事費を予算化するものでございまして、交付税措置の伴う有利な市債を活用することから、今年度内に予算化する必要があるため、所要の経費を計上いたしております。

なお、充当する市債は、一般単独災害復旧事業債でございます。充当率は一〇〇パーセント、交付税参入率は五〇パーセントとなっております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十二款分担金及び負担金において二百五十四万円を、十四款国庫支出金において五千九百七十七万円を、十五款県支出金において八百四十六万八千円を、十七款繰入金において三千九百八十五万八千円を、十八款繰越金において二億一千八百八十六万六千円を、二十款市債において一千六百五十万円を、二十一款寄附金において百三十五万九千円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） いつも言わせていただくのですが、繰越明許費について、最近繰越しがどうも多いように思いますけれども、消化不良を起こしとるんちやいますか。人事の方とかがどうなっておりますか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

以前から確かに御指摘いただいております繰越事業というのは数多くある、技術職の数がというような御指摘をいただいております。平成二十七年採用予定のところにつきましても、技術職を募集したわけでございますが、残念ながら確保できなかったという状況でございます。今のままではなかないいわゆる技術職というのを確保できないという状況でございますので、何か新しい方法で技術職を確保できるようにいろいろ検討しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 前にも私、提案させていただいたのですけれども、やはりOBの方を別の部屋で技術者を再雇用していただいて、そこで助けていただくというのも、一つ私の一般質問のときの案で申し上げたのですけれども、その点もお考えいただいたのでしょうか。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、OBの方を一つの場所であるということも当然意見としては拝聴しているわけですが、具体的に議員がおっしゃ

るような運営の仕方です。やってみるとか、そのことに関してはまだ現在結論が出ておりません。いろいろOBの方の知恵ですとかノウハウを貸していただけるような方法を現在考えておるといふところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）やはり毎年予算というのは付いていくのですけれども、消化不良を起こして、災害はいつ起こるか分かりません。そこに以前の一つ例を挙げさせていただいたら、きすみ広場、あれも長い間、下は県ですけれども、網の部分はまだ不細工な状態で残っています。一日も早くグラウンドゴルフ、お年寄りがグラウンドゴルフとかに使いますので、どうかそういう土木だけではなく、全ての面でやはり検討していただきたいと思えます。そしてできるだけ繰越明許費を無くしていただきますようお願い申し上げます。それともう一点ですけれども、消費費のところでは人件費と異動に伴うということがあったのですけれども、またほかのところでも質問させていただきます。ですので、今日と違って結構ですので、月曜日にでもいただけたらと思えますので、どうかよろしくお願い申し上げます。出していただけますね。

○議長（窪 佳秀） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えします。

資料をそろえさせていただきます、出すようにさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）同じ繰り越しですけれども、青山理事から五ページ、六ページ、説明してくれましたけれども、もうちょっと聞きたいのですけれども、国の緊急経済対策ですか、今言うてすぐというやつは繰越しせざるを得ないと思えますけれども、それをもう一度教えてくださいませんか。

○議長（窪 佳秀） 青山理事。

○理事（青山智博） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

国の補正等に伴う繰越しでございますが、今回地方創生経済対策に伴いまして、国の方から補正ということで交付金が出て配布されてきております。それにつきましては、地方創生関係で先ほども説明いたしました。地域創生先行型と地域消費喚起生活支援型という二つの形で地域住民のための緊急支援のための交付金ということで概算の交付をいたしておるところでございます。

地域創生先行型といたしまして、六千八百八十四万四千円、それから消費喚起生活支援型交付金として八千五百六十三万円の概算の交付がいたいただけるということで連絡をいただいて、今回この補正に計上させていただいておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） そんな大まかな金額聞いていませんのえ。五ページ、六ページずっと書いてありますやろ、地域創生先行型となんぼとかそんな聞いてませんのえ。

繰越明許費のところ、細かく書いてくれる中で、今それはどの事業ですかと聞いている。

○議長（窪 佳秀） 青山理事。

○理事（青山智博） 十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

申し訳ございませんでした。

まず、どの事業が該当するかということでございます。まず一番上の総合戦略等策定支援事業でございます。それから次の五條市新婚世帯住宅取得補助金交付事業、それから五條市UIJターン住宅取得補助金交付事業、それから空き家利活用推進支援事業、それから飛びまして、デマンド交通実証運行事業、それから健康で安心して暮らせるまちづくり事業、ジビエを活かした地域活性化事業でございます。

それから消費喚起の方でございますが、次のページにいまして、プレミアム商品券活用事業、これが該当する事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 今言うてくれたやつはもちろん繰り越さなければならぬことは十分理解しております。

先ほど吉田議員からもありましたけれども、農林業とか建設関係の繰越しですけれども、大変数が多いと思うのですけれども、理事の説明では地元と調整が時間を要したというのが大概の説明だと思っております。地元が協力しないやと、

要するに地元と話できないからこれだけ繰越ししなければならぬというような答弁の仕方ですやんかえ。地元の農業やら林業やらに携わっている人、また山とか畑とか田んぼとかの地主が境界であるのか、土地を出さないのか、なんかで工事が遅れているというふうに受け取れますのやけどね。いつもそんな答弁していますやろ。繰越しの理由が、いやそんなところもあると思います。私も議員をさせていただいてからいつも言っているんですわ。もう土地を出さないとそこには道を付けるなって。道なんか、便利なのはそこに道を持っているものが一番便利できるわけですわ。だから土地をぐちゃぐちゃ言うて、地元と交渉ができないとか、時間を要したというようなどころには道を付けに行かなかったらいい。みんな職員のロスやな。これ全部。しかし要望書出てますんけ。道付けてくれとか、林道してくれとか。要望出るときに、自治会長が来るのか議員さんが来るのか知らんけれども、用地は絶対に責任を持ってしてくれまますんやなという条件付きでやったらいいと思う。そしたらこれくらい繰越しできないんと違うの。もし、青山理事の地元調整に時間が掛かったというのがほんまの理由であつたら。そこら辺どうですか。

○議長（窪 佳秀）青山理事。

○理事（青山智博）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど私が説明させていただいた中で、地元調整が難航しているという部分でかなり出てきたかと思えます。確かに地元調整等の不調ということで、各事業課から説明等をいただいておりますが、今議員がお述べのように、確かに事業の実施の実現性等も十分考慮の上、事業を推し進めていく必要があるのかなというふうには、それは繰越事業が膨れる中で、今後どのような形で繰越しが少なくできるのか、事業の進捗、計画の段階、また計画があつた後の進捗管理等も含めて適正に執行していく必要があるかなと、そういうふうにご考慮しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）そんなん、答弁になつてないと思うけれどもね。皆詳しく聞いたら時間が足らんさかいに、あれやけれども、これ七款、

三項、河川費八百二十万円、十の二番の河川災害復旧事業費、これの場所教えてくれますか。繰越しているの…。

○議長（窪 佳秀）青山理事。

○理事（青山智博）十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま手元に資料ございません。確認させていただきたいと思います。

○議長（窪 佳秀） それでは、確認等を併せまして、昼食のため午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十四分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（窪 佳秀） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

益田吉博議員の質疑に対する、青山理事の答弁を求めます。青山理事。

○理事（青山智博） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

時間を取りまして、大変申し訳ございませんでした。

先ほどの御質問で、河川維持修繕事業の八百二十万円の場所はどこかということですが、一つは山田川で西阿田町でございます。それから中谷川火打町、小和川小和町、柱田川宇野町となっております。

それから、河川災害復旧事業の百七十万円の分でございますが、これは西吉野の永谷の永谷川でございます。

それから、一点先ほど議員の方から御質問ありました国の地方創生関係の交付金の対象事業の中で説明いたしましたが一箇所一事業をそのとき説明が漏れておりました。六ページの地域の安心安全強化対策事業の三千二十四万円につきましても、国の補正による交付金対象事業となっております。

訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） 今青山理事から四箇所か五箇所、場所を説明していただきましたけれども、これは二年も三年も前から、はよしてくれ、はよしてくれて、自治会が言うところが入っているわけで、それを繰越しするのに、地元との調整ができなかったって、そんな説明になれませんか。自分らが仕事進まないことをなんで地権者が、農林業に携わっている者を悪者にしたような話になります。地元との調整がつかなかったらと、地元ははよしてくれと言うところ入っているわ、ここに。それどうしますの、そんな説明、あんたしとった

ら。仕事が前向いていかないことを、地元を悪者にしてるやないか、そんなもの。これはほかにも一杯あると思いまっせ。俺は河川だけのことを聞いたけど。百二十万円、百三十万円あるのやろ、繰越しを細かく分けたら。そんな説明、俺、よう納得せんわ。地元交渉に時間を要したって、なんで市民を悪者にせんなんのよ。技術者がおれへんのやったら、技術者おれへん、確保するように努力したらいいん違うんかえ、人事が。こんなんもう慢性的になつとる話やろ。ほんで福塚市長公室長のさっきの吉田雅範議員の話に、検討しますとか、なんとか言うとるけど、こんなもん早急に解決せん同じことばっかりしていかんなんのやで。だから市民を悪者にしたような答弁みたいなするなよ。仕事進めへんのやったら仕事進めへんっていう答弁したらいいんちゃうの。なんで理事者が市民を悪者にしたような答弁して済ますんぞよ。それやったらほか全部調べよか。誰か責任ある者答弁して。

○議長（窪 佳秀）中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいまの山田川に関しましては、議員おっしゃるとおり、これは地元からの再三の要望がございました。しかしながら担当課としては着手するのが遅くなっており、一刻も早く着工しなければならぬということで年度末になって、結果、繰越しをしなければならぬという結果になったとさせていただきます。

以上でございます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博）それはそれでいいんやけどね、青山理事の答弁では、地元との調整に時間を要したと言って繰越し説明したやんかえ。何も地元との交渉みたいな早くにできとるやろ。なんで地元の五條市民を悪者にして、そんな答弁するんよ。俺、それを言うとなや。理事者がそんな市民を悪者にした答弁してどうするのよ、それ。そんなん納得できんわ。

○議長（窪 佳秀）青山理事。

○理事（青山智博）十一番益田議員の御質問にお答え申し上げます。

私の方から、地元調整等に不測の日数を要したということで説明させていただいております。これにつきましては、答弁に当たりまして各事業の繰越し理由等事業課から聞き取りをいたしまして、また私が答弁するに当たりまして、各課とも調整の上させていただきましたが、さらに今後ここで説明する場合におきましては、さらにその内容についても再度精査して今後説明させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） それやったらそれで結構ですけどもね、答弁するのかわって市民を悪者にしたような答弁せんといってください。

自分らが仕事遅れたんやったら、仕事遅れたでよろしいやん。それだけの技術者がおれへんのやったら、これも相仕方ないかも分らん。これは人事の問題やな、市長公室長。これだけの繰越し出てきとんやさかいなんでもとちやんと接したれへんので、仕事できるような環境を作らなあけへんやん。同じことの繰り返しばかりで、これ慢性的になつとるやん。ほんでそんな答弁せんなんのや、地元悪者にしたような。自分らちゃんと対処せんといてな、なんで市民悪者にしたような答弁しとんぞよ。

募集したかって人が来なかつたんやろ。それは仕方ないわ。何でえへんのか考えたらよろしいやんか。給料安いさかいえへんのやったら給料上げたたらよろしいんや。体育館かってあれやろ。資材が上がったとか、人件費が上がったいうて、なんぼでも金額膨らんでいってるんやな。人雇おうと思つたら、人けえへんのやったらお金出さなけえへんわ。どない思いますか、市長公室長。

○議長（窪 佳秀） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました、今までの方法ですと、なかなか技術職を確保するのは難しいというふうなことは本当に非常に大きな問題と我々考えておるところでございます。採用の方法も今までになかったようなことを考えまして、人材の確保に努めたいと思っております。

それともう一点、不足しているところ全て新しく採用してカバーをするというのは人員の適正化との問題もございます。それぞれ職員の意識を高く持つように全庁的に取り組みまして、少ない人員の中でもより効率的に仕事が進むような、そういうふうな方策も併せて考えていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十一番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十一番益田吉博議員。

○十一番（益田吉博） もう結構でございます。

まあ、頑張ってください。

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第十一、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二十号、平成二十六年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。河村すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 河村康友登壇〕

○すこやか市民部長（河村康友）ただいま上程いただきました議第二十号、平成二十六年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十六年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二千七百五万五千円を追加して、歳入歳出の予算総額を四十六億四千四百五万五千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

五ページを御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費の百五十五万円の増につきましては、人事異動等に伴う人件費の増額でございます。

次に、七款共同事業拠出金、一項共同事業拠出金、一目高額医療費共同事業拠出金、十九節負担金補助及び交付金二千十五万七千円の減額及び同款同項二目保険財政共同安定化事業拠出金、十九節負担金補助及び交付金一千十萬一千円の増額につきましては、当初の概算額から拠出額が確定したことによる不用額及び不足額を補正するものであります。

次に、十款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目国庫支出金返還金、二十三節償還金利子及び割引料三千五百五十六万一千円につきまして、財政調整交付金・療養給付費等負担金及び高齢者円滑運営事業費補助金の各国庫支出金額が確定したことにより、国に対し超過交

付分を返還するためのものがございます。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます。

九款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金二千七百五万五千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものがございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第十二、議第二十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二十一号、平成二十六年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。河田水道局長。

〔水道局長 河田博幸登壇〕

○水道局長（河田博幸）ただいま上程いただきました議第二十一号、平成二十六年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市簡易水道特別会計補正予算書（第一号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、現在の予算額のうち、一部を翌年度に繰越して執行する繰越明許費でございます。

二ページをお開き願います。

第一表、繰越明許費について御説明申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、宗松上地区統合簡易水道整備事業で実施する工事現場への進入路におきまして、道路災害復旧工事が平成二十六年十一月完了予定で実施されておりましたが、設計見直しによる工期変更に伴い平成二十七年三月へ工期延期となりました。

道路災害復旧工事において、簡易水道工事車両の進入に支障が発生するため、当該工事の年度内完了が不可能となることから、しゅん工予定日を平成二十七年六月末まで延期をし、宗松上地区統合簡易水道事業費一億二千二十五万二千円を繰越しするものであります。

以上で議第二十一号、平成二十六年五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきましての提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第十三、議第二十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二十二号、平成二十六年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。中永都市整備部長。

〔都市整備部長 中永 充登壇〕

○都市整備部長（中永 充）ただいま上程いただきました議第二十二号、平成二十六年五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市下水道事業特別会計補正予算書一ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、翌年度に繰越して使用する繰越明許費の設定についてでございます。

次に、二ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表繰越明許費、一款下水道費、一項下水道費のうち、流域関連公共下水道事業二千四百三十万円、及び汚水処理基本構想策定業務委託二百万円を繰り越すものでございます。

事業箇所につきましては、今井三丁目、野原西二丁目での公共下水道新設工事と、これに伴う水道管移設補償及び汚水処理基本構想策定業務委託でございます。

また、これらの財源につきましては、社会資本整備総合交付金、下水道事業債及び一般財源でございます。主な繰越しの理由といたしましては、通行止等関係機関との協議に不測の日数を要したためでございます。

なお、事業のしゅん工予定につきましては、平成二十七年九月末を予定しており、それまでの早期完了を目指すものでございます。以上で御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第十四、議第二十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二十三号、平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。河村すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 河村康友登壇〕

○すこやか市民部長（河村康友）ただいま上程いただきました議第二十三号、平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入ります、別冊の平成二十六年五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二十八万五千円を追加して、歳入歳出の予算総額を四億三千九百六十八万五千円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

四ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

四款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、一目保険料還付金、二十三節償還金利子及び割引料二十万円の増額につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課権は厚生労働省の見解に基づきまして、期間制限を二年として運用してまいりましたけれども、最高裁判所の判決により減額賦課について期間制限に服しないとされたため、制度が発足しました平成二十年度に遡り減額更正分を還付するための十四万五千円の増額と本年度の通常還付分の不足額五万五千円の増額でございます。

次に、同款同項二目還付加算金、二十三節償還金利子及び割引料八万五千円の増額につきましては、還付金返還に伴い発生します還付加算金支払いのための増額でございます。

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます。

同ページ上段を御覧いただきたいと存じます。

後期高齢者医療広域連合から納入されます五款諸収入、二項償還金及び還付加算金、一目保険料還付金、一節保険料還付金二十万円と同款同項一目還付加算金、一節還付加算金八万五千円の合計二十八万五千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第十五、議第二十四号から議第三十三号までの十議案一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第二十四号、平成二十七年五條市一般会計予算議定について。

議第二十五号、平成二十七年五條市国民健康保険特別会計予算議定について。

議第二十六号、平成二十七年五條市簡易水道特別会計予算議定について。

議第二十七号、平成二十七年五條市下水道事業特別会計予算議定について。

議第二十八号、平成二十七年五條市墓地事業特別会計予算議定について。

議第二十九号、平成二十七年五條市介護保険特別会計予算議定について。

議第三十号、平成二十七年五條市大塔診療所特別会計予算議定について。

議第三十一号、平成二十七年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。

議第三十二号、平成二十七年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。

議第三十三号、平成二十七年五條市水道事業会計予算議定について。

（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番議会運営委員会吉田雅範委員長。

○十番（吉田雅範）ただいま上程になりました議第二十四号から議第三十三号までの十議案につきましては、去る二日の開会日において市長から提出議案の概要説明を受けておりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも平成二十七年五條市における各会計予算案でありますので、慎重審議を期するため、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は七名とし、委員の選任につきましては、議長に一任したいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいたしておりますので、議長から指名をいたします。

一番養田全康議員、三番牧野雅一議員、四番宗部康寛議員、五番吉田 正議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司議員、十番吉田雅範議員、以上七名の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議を願いたいと思いますので、各位には本日散会后、直ちに議長室に御参集願います。

○議長（窪 佳秀）次に日程第十六、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六号、五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置条例の制定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。近井教育部長。

〔教育部長 近井稔巳登壇〕

○教育部長（近井稔巳）ただいま上程いただきました議第六号、五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、学校給食における事故を未然に防ぎ、食物アレルギーを持つ子供たちに必要な対応の在り方等に対して、調査や検討をしていただくための附属機関として、五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会を設置するために制定するものであります。

それでは、恐れ入りますが、議案書十一ページから十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例の内容といたしましては、第一条には、食物アレルギー対応検討委員会の設置について定め、第二条では、委員会の所掌事項について定めています。

第三条では、委員会の組織について定めており、委員は十名以内で、教育委員会が委嘱又は任命するとなっており、第四条で、その任期は

任命した年度の三月末日までと定めています。

第五条では、委員長及び副委員長について、第六条では会議の招集・運営についてそれぞれ定めています。

第七条では、食物アレルギー対策の基礎的な調査研究を行う作業部会の設置について定め、第八条では、委員会の庶務について、そして、第九条では、委任について定めています。

最後に、附則におきまして、この条例は平成二十七年四月一日から施行することと定めております。

以上で議第六号、五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置条例の制定につきまして、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 大変これは有り難いことだと思っております。そして、前にも私、学校給食の件で御質問させていただいたのですけれども、やはり野菜、特に冷凍野菜の問題について、中国産以外となっておるわけなんですけれども、それとまた検討委員会とは別に作るわけですか。別ということですか。

○議長（窪 佳秀） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 十番吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今の吉田議員の御質問は、食物アレルギーのことではなしに、安全な食材ということでの御質問だと思うのですけれども、そちらの方はまた給食委員会が設置されておりまして、その中で検討させていただいております。もちろん中国産の方は、五條市は扱っておりません。

それから、食物アレルギーというのは、小麦とか牛乳とか卵とか、十六項目くらいあるのですけれども、それを食べたことによつて発しんを起こすなど、そういう症状の子供たちが安全にその部分を給食の食材から取り除くという提供をさせていただいておりますので、それを迅速かつ丁寧に扱うために今回制定させていただくような形になります。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） これはこれとして有り難いことだと思っております。しかし以前にも、中国産以外となっておったのに、中国産のハウレン草がありましたので、前にも言わせていただいたように、納品してくれる業者さんだけを信用するのじゃなしに、自分、子供たちが口にするも

のなので、やはり納入先の方の会社も十分に審査していただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第十七、議第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。近井教育部長。

〔教育部長 近井稔巳登壇〕

○教育部長（近井稔巳）ただいま上程いただきました議第十号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、先ほど上程いただきました議第六号、五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会設置条例の制定に伴い、条例に基づく委員会の委員に報酬及び旅費を支給する必要があるため、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が常勤の特別職として設置され、教育委員長が廃止されることに伴い、非常勤特別職の報酬の表を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十七ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容といたしましては、本条例第一条の報酬及び第四条の費用弁償としての旅費を定めている別表中の教育委員長に関する規定を削除するものであります。

次に、三十八ページを御覧いただきたいと存じます。

別表中に職名として、第五十項として「学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員」を加え、報酬を「日額五千円」とし、旅費としての費用弁償の額については、他の委員と同様に規定するものとさせていただきます。

なお、附則一におきまして、この条例は平成二十七年四月一日から施行することとなっております。

また、附則二におきまして、現に在職する教育長の任期中においては、改正前の条例、別表第一項がその効力を有する旨の経過措置について定めております。

以上で議第十号、特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましての提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）老人福祉計画やら、日額五千元と書いておりますけれども、この金額の算定基準はどのような形でしているか教えてもらえますか。

○議長（窪 佳秀）近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

日額五千元というのは、他の報酬と同様に規定をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）福塚 実議員。

○八番（福塚 実）また、委員会で聞かせてもらいます。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第十八、議第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十一号、職員の退職手当に関する条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦）ただいま上程されました議第十一号、職員の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十ページを御覧願います。

改正理由でございますが、人事院勧告によりまして国家公務員の給与制度の総合的見直しの影響を踏まえました国家公務員退職手当法の改正により、退職手当の調整額が引き上げられたことに準じまして、本市職員についても同様に改正するものでございます。

それでは、改正の主な内容につきまして、説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書四十一ページを御覧願います。

まず、第三条第二項及び第四条第一項につきましては、文言の整理でございます。

中ほどの第六条の四につきましては、退職する職員の退職前五年間の職責に応じて加算することとされている調整額を、職員の区分に応じまして、それぞれ記載されておりますように、その額を引き上げることとし、また、これまで勤続期間二十四年以下の主任級につきましては、調整額を支給しないということとされておりましたが、他の職員の区分と同様に支給の対象とするものとし、それに伴います条ずれなどの整理を行うものでございます。

ページ中段より少し下でございますが、第七条第五項第二号以下につきましても、文言の整理など、所要の改正をするものでございます。

四十二ページでございますが、附則につきましては、この条例は平成二十七年四月一日から施行することとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第十九、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十二号、五條市立幼稚園入園料並びに保育料条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。近井教育部長。

〔教育部長 近井稔巳登壇〕

○教育部長（近井稔巳）ただいま上程いただきました議第十二号、五條市立幼稚園入園料並びに保育料条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四十三ページを御覧いただきたいと存じます。

子ども・子育て支援制度が本年四月一日から実施されることに伴い所要の改正を行うため、本条例を改正するものであります。恐れ入りますが、議案書四十四ページ、四十五ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容としては、題名を「五條市立幼稚園保育料条例」に改めるものでございます。

第一条では、条例の趣旨を五條市立幼稚園の保育料に関し、必要な事項を定めるものとして明記するものでございます。

第二条では、幼稚園に入園する幼児の保護者は、子ども・子育て支援法の規定により内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内の保育料を納付しなければならないと規定するものでございます。

第三条は、改正前の第二条中入園料に係る規定を削り、条を繰下げのものとございます。

改正前の第三条及び第四条は、それぞれ一条ずつ繰下げ、第四条、第五条とするものでございます。

改正前の第五条は条文中の入園料に係る規定を削り、条を繰下げ、第六条とするものでございます。

改正前の第六条は、一条繰下げ、第七条とするものでございます。

附則の第三項では、保育料の経過措置に関する特例を規定するものでございます。

また、附則におきまして、施行期日を平成二十七年四月一日から施行すると定めております。

以上で議第十二号、五條市立幼稚園入園料並びに保育料条例の一部改正につきましての提案理由の説明を終わらせていただきます。よろし

く御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第二十、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十四号、五條市保育の実施に関する条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）ただいま上程いただきました議第十四号、五條市保育の実施に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては児童福祉法の改正により、保育の実施基準が、市町村が条例で定めるものから、法の定める基準に変更されるためであります。また、子ども・子育て支援法の施行により、保育料を政令で定める額を限度内と設定すること、さらに保育料に、保育時間による基準が設けられることから、負担の公平性を確保することを目的として、延長保育料の徴収を行うため、条例の改正を行うものであります。

それでは、議案の趣旨を御説明申し上げます。

お恐れ入りますが、まず、お手元の議案書四十八ページから御覧いただきたいと思っております。

まず、第二条の改正につきましては、保育の実施対象が、子ども・子育て支援法による認定を受けた児童となるための改正であります。

次に、第三条の改正に関しましては、子ども・子育て支援法の施行により、保育料は政令で定める額を限度として市町村が規則で定めると

されたため、条文を加えるものでございます。

次に、第五条の改正に関しましては、第五条を第六条とし、新たに延長保育事業の規定を設けるものであります。

第一項といたしましては、延長保育事業の内容と実施を規定しております。

第二項といたしましては、子ども・子育て新制度により、保育料に保育利用時間による基準が設けられ、十一時間利用児と八時間利用児との間に保育料の差が設定されることから、八時間利用児の延長保育に関して、負担の公平性を確保することを目的として、延長保育料を徴収することを規定し、同様に十一時間保育児の十一時間を超えての利用に関して延長保育料を徴収することを規定しております。附則につきましては、施行期日を規定したものであります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）次に日程第二十一、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第十五号、五條市介護保険条例の一部改正について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）ただいま上程されました議第十五号、五條市介護保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書五十一ページから五十五ページを御覧願いたいと存じます。

まず、改正理由についてでございますが、介護保険法第一百七十七条において「三年ごとに介護保険事業計画を策定し、健全な介護保険制度の推進を図ること」と規定されていることから、本市におきましても今年度、平成二十七年から平成二十九年度の計画につきまして、第七期老人保健福祉計画及び第六期介護保険事業計画策定委員会を設置し、公益代表、自治連合会及び五條市医師会、各関係機関団体等十七名の方に御参加いただき、介護給付及び予防給付等、対象サービスの見込み量等を定めるため、協議検討を進めてまいりました。

また、介護保険料につきましては、介護保険法第二百二十九条におきまして、「介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した、保険給付に要する費用の予想額等に照らし、概ね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ」とされていることから、事業計画に基づき介護保険料額を算定いたしました。

具体的な改正内容につきましては、第三条中保険料率の年度を、第六期事業計画期間に併せ、「平成二十四年度から平成二十六年まで」を「平成二十七年から平成二十九年度まで」と改めます。

同じく、第三条の介護保険料額を次のとおり改正いたします。

第一号の保険料額を「三万五千七百円」に、第二号を「四万九千九百八十円」、第三号を「五万三千五百五十円」、第四号を「六万四千二百六十円」、第五号を「七万一千四百円」、第六号を「八万五千六百八十円」、第七号を「九万二千八百二十円」に、第八号を「十万七千七百円」に、第九号を「十一万四千二百四十円」、第十号を「十二万四千九百五十円」、第十一号を「十二万八千五百二十円」、第十二号を「十四万二千八百円」にそれぞれ改めます。

第五条につきましては、介護保険法施行令の一部が改正されることに伴い、文言を変更するものでございます。

また、附則につきましては、新しいサービスの受け皿の確保や医療機関との調整等に時間を要することから、準備期間を設ける必要があると考え、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置を定める条文を追加するとともに、第三条改正等に対する施行日及び経過措置を定めております。

以上で議第十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（窪 佳秀）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日七日から十七日まで休会として、次回十八日午前十時に再開して、議案審議を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十二分散会